

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島 151 番地の 1

氏 名 阿波バラス株式会社
代表取締役 榎本 孝

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 14 条 第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。
第 14 条の 2 第 1 項

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



許可の年月日 令和 4 年 11 月 30 日

許可の有効年月日 令和 9 年 10 月 28 日

1. 事業の範囲

(1) 積替え
あり

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず、がれき類

(以上 6 種類、特別管理産業廃棄物、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。)

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

裏面記載のとおり

3. 許可の条件

(1) 積替え又は保管を行う産業廃棄物は知事が承認したものに限る。

(2) 積替え又は保管を行う場所への産業廃棄物の搬入は、午後 10 時から翌日午前 2 時までの 4 時間とする。

(3) 積替え又は保管を行う場所での産業廃棄物の保管期間は 24 時間以内とする。

4. 許可の更新又は変更の状況

裏面記載のとおり

~~5. 積替え許可の有無~~

6. 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無

有・無

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

- (1) 所在地 徳島県阿波市吉野町西条字藤原46番39
- (2) 面積 200平方メートル
- (3) 取り扱う産業廃棄物の種類 がれき類
- (4) 保管の上限 173.33立方メートル
- (5) 積み上げることができる高さ 2メートル

4. 許可の更新又は変更の状況

平成4年10月29日	新規許可
平成8年8月30日	変更許可
平成9年10月29日	更新許可
平成14年10月29日	更新許可
平成15年12月1日	変更許可 (汚泥の追加)
平成19年9月12日	変更届出 (燃え殻の廃止)
平成19年11月2日	更新許可
平成24年11月20日	更新許可
平成26年12月25日	変更届出 (代表者の変更)
平成29年8月21日	変更許可 (積替え保管の追加)
平成29年12月6日	更新許可
令和元年7月18日	変更許可 (木くずの追加)
令和4年5月17日	変更届出 (代表者の変更)
令和4年11月30日	更新許可

以下余白